2022 11月号

東海日中貿易センター
TOKAI JAPAN-CHINA TRADE CENTER

中華人民共和国成立73周年及び日中国交正常化50周年オンライン祝賀会が開催

9月26日（月）、中国駐名古屋総領事館主催の標記祝賀会が3年ぶりにオンライン形式にて開催され、大村秀章・愛知県知事、近藤昭一・日中友好議員連盟幹事長・衆議院議員、松雄俊憲・名古屋市副市長、後藤泰之・愛知県日中友好協会会長、嶋尾正・（一社）東海日中貿易センター会長、加留部淳・豊田通商㈱シニアエグゼクティブアドバイザー（東海日中貿易センター副会長・日中経済協会副会長）、唐啓山・中部日本華僑華人連合会常務会長が祝辞を送った。

祝賀会の冒頭で、楊嫻総領事は「中華人民共和国が建国されてから73年、中国共産党は全国人民を団結させ改革開放を堅持してきた。 特に第18回中国共産党大会以降、習近平主席を核とする党中央委員会の強力な指導の下、中国の特色ある社会主義は新たな時代に入った。これまでの10年は、波瀾万丈であったがこの間に「小康社会」を全面的に実現し、社会主義現代化強国の全面的建設、中華民族の偉大な復興の実現という新たな征途へと闊歩している。

またこの10年間にGDPは114兆元と倍増し、世界経済に占める割合が2012年の11.4%から18%に引き上げ、世界GDP成長率への平均寄与度は30%超で、世界経済を牽引する最大のエンジンとなった。また、これまでの10年、中国は人類史上で最大の規模と最強の取り組みの貧困脱却の難関攻略戦を実施し、9,899万人が貧困脱却に成功した。中国は極度の貧困を撲滅し、10年前倒しして「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の貧困削減目標を実現し、歴史に残る奇跡を作った」と過去を振り返った。

そして、「来月には、中国共産党は第20回全国代表大会を開き、これからの中国の成長にまつわる青写真を描く。我々はこれからも中国式現代化で中華民族の偉大なる復興の実現に向け、人類運命

目　次

中華人民共和国成立73周年及び日中国交正常化50周年オンライン祝賀会が開催 1
日中国交正常化50周年記念事業 3
50年のあゆみ（主な出来事と日中貿易） 3
新たな指導部が発足 4
共催セミナー 中国物流の最新事情 4
後援セミナー 日中国交正常化50周年・愛知大学現代中国学部設立25周年記念講演会 第2回 5
後援セミナー 愛知大学中国公開講座㉒ 世界を揺るがす中国の食糧問題 ー自給率低下は何故止まらないのかー 5
重要性が高まる中国の都市化 6
交流記録 7
寄稿 判例考察の見地から中国法の解説 -中国における会社解散・清算法規の沿革と現状実務-「会社の破産和解」を中心に 8
滄州デスクNEWS 14
蕭山デスクNEWS 14
常州デスクNEWS 15
揚州デスクNEWS 15
常熟デスクNEWS 16
江門デスクNEWS 16
佛山デスクNEWS 17
中国経済データ 18
中国短信 22

共同体の構築を引き続き積極的に推進し、中国の新たな発展をもって世界に新しいチャンスをもたらし、世界の平和と発展、人類文明の進歩に知恵と力を貢献していく所存である。

今年は中日国交正常化50周年である。50年前、両国の先輩指導者は卓越した戦略的知恵と政治的勇気によって、手を携えて国交正常化を実現させ、中日関係の新たなページを開いた。50年以来、中日両国は相互に依存し、積極的に協力し、深く融合し、切っても切れない運命共同体で結ばれるようになっている。その成果は両国の人々にだけでなく、アジア各国、ひいては世界全体にも広く恩恵をもたらしている」とし、次の50年に向けて、両国に求められる5つの事として、①歴史的責任を担い、約束を守り、中日関係の政治的基礎を守ること、②大局に目を向け、中日関係の正しい発展方向を見定めること、③協力を深め、より高いレベルでの互恵ウィンウィンをめざすこと、④ポジティブで、友好と善意に基づいた相互認識につながるよう伝え方を工夫すること、⑤大勢に順応して、真の多国間主義を実践することを挙げて、「中日関係を絶えず大所高所へと、新時代にふさわしい中日関係の構築へと推し進め、両国国民により多くの福祉をもたらしていけるよう願っている」と述べた。

また、「日本の中部地域は中国との長い友好交流の歴史を持っている。国交正常化以降、中部6県は対中友好事業の最前線に立ち続け、中国との経済貿易、人的往来、スポーツなど幅広い分野で密接なつながりを築き、実務協力をたえず深化させてきた。現在、中部6県は中国との間で50組あまりの友好都市提携を結んでいる。中部地域は両国の経済貿易協力において重要な位置を占めており、中国への進出企業は3,000社を超えている。多くの中日友好の逸話は中部地域で語り継がれており、中日友好が人々の心に染みついている。地方交流は中日関係の重要な一部であり、民間友好は終始中日関係の貴重な財産であり、独特な強みでもある。当総領事館は中部地域の各界の皆様と共に、中日国交正常化50周年を契機に、両国指導者の重要な共通認識を引き続き実行に移し、各分野の交流・協力を深めるために橋を渡し、国民同士の相互理解と友好感情の促進に活力を注いでいきたい。そして中部地域の華僑華人、中国系企業、留学生、技能実習生には、愛国愛郷の優れた伝統を受け継ぎ、祖国の発展・建設に積極的に関心を寄せ、進んで現地社会に溶け込み、地域社会に還元し、中日両国民の相互理解と友情を深め、民間友好を促進するため、より大きな貢献を行うよう願っている」と述べた。

嶋尾会長からは、「中華人民共和国建国73周年の祝賀会がオンラインの形式にて3年ぶりの開催となったこと、日中国交正常化50周年を迎えたこと、更には楊嫻総領事の当地へのご着任に対して心よりお祝いと歓迎を申し上げる。楊総領事は、初代の孫平館長領事から数えると7代目の総領事となり、名古屋総領事館では初の女性の総領事。名古屋総領事館は愛知万博が開催された05年に開設され、早や17年目を迎える。歴代の総領事はじめ総領事館の皆様には大変お世話になっているが、楊総領事におかれても、当地域と中国との経済交流、友好交流が益々進展するようご協力賜りたい。

中国は世界経済の牽引役であり、当地からも大変多くの企業が中国でビジネスを展開しており、中国の更なる安定成長を期待している。日中両国の貿易面においては、コロナ禍であっても、非常に順調であり、今年上半期においては、日本から見れば輸出入ともに最大の貿易相手国であり、日本にとって中国は密接不可分の隣国であり、良好なる両国関係が望まれていることは言うまでもない。

今年は日中国交正常化50周年を迎える記念すべき年であり、日中両国間で様々な記念事業が開催されている。過去の50年においては友好・対立・協調と紆余曲折を重ねて来た。特に中国経済が急速に成長し、50年前と今では日中関係の構図は大きく変化している。弊センターは、今後も当地域と中国との経済交流の発展に尽力する所存である」と挨拶した。同祝賀会には約300名が参加した。

日中国交正常化50周年記念事業

日中国交正常化50周年を記念した両国主催の記念事業は行われなかったが、下記のような活動が行われた。

＜日本経済界とのオンライン会見＞

9月22日に、李克強首相と、日本の経団連、日中経済協会、日中投資促進機構などをはじめとする経済団体・企業とのオンライン会見が行われ、李首相は「中国は日本とともに、両国の協力を全方位的かつ幅広い領域でレベルアップさせることを望んでいる」とした。

＜岸田首相と習主席がメッセージを交換＞

日本と中国の国交正常化から50年となる9月29日、岸田総理と習近平主席が祝辞を交換した。岸田総理は「建設的かつ安定的な日中関係の構築を進めていきたい」とし、習主席は「新しい時代の要求に相応しい中日関係を構築するよう牽引していきたい」とした。

＜日中国交正常化50周年記念レセプション＞

9月29日、日本経団連、日本商工会議所、経済同友会、日本貿易会、日本中国友好協会、日本国際貿易促進協会等の主催による標記レセプションが東京で開催され、中国の孔鉉佑駐日大使のほか、日本の林芳正外相、福田康夫元首相、自民党の二階俊博元幹事長など、政界、経済界、文化界、友好団体の代表約850人が出席した。

＜北京での記念式典＞

9月29日、北京の釣魚台迎賓館で中国側主催の記念式典が開かれ、全国人民代表大会（全人代）常務委員会の丁仲礼副委員長らが出席し、日本側からは垂秀夫大使が参加した。

50年のあゆみ（主な出来事と日中貿易）

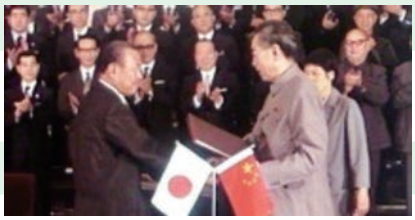

主な出来事	年	日中貿易総額（輸出、輸入）
		単位：億ドル
日中国交正常化	1972年	11.0（6.0、4.9）
日中平和友好条約締結 鄧小平副主席来日	1978年	50.8（30.4、20.3）
日中国交正常化10周年	1982年	88.6（35.1、53.5）
天安門事件	1989年	196.6（85.1、111.5）
日中国交正常化20周年 天皇、皇后両陛下が訪中	1992年	289.0（119.4、169.5）
中国WTO加盟 小泉首相が靖国神社参拝	2001年	891.9（310.9、581.0）
日中国交正常化30周年	2002年	1,015.6（398.6、616.9）
中国が米国を抜いて日本最大の貿易相手国になる	2004年	1,680.5（738.2、942.3）
愛知万博	2005年	1,894.4（803.4、1,091.0）
福田首相と胡錦涛主席による「日中共同声明」 北京オリンピック	2008年	2,663.9（1,241.5、1,422.9）
中国のGDPが日本を抜き世界2位に／上海万博 尖閣諸島沖で中国漁船衝突事件	2010年	3,018.5（1,490.9、1,527.5）
日中国交正常化40周年 日本が尖閣諸島を国有化	2012年	3,336.6（1,447.9、1,889.5）
大阪G20首脳会議　習主席が来日	2019年	3,407.3（1,715.1、1,692.1）
日中国交正常化50周年	2022年	
注）肩書は全て当時		出所：外務省、JETRO

新たな指導部が発足

中国共産党第20回全国代表大会は、新たな中央委員会と中央紀律検査委員会の委員を選出し、第19期中央委員会の報告に関する決議、第19期中央紀律検査委員会の活動報告に関する決議、「中国共産党規約(改正案)」に関する決議を採択した後、10月22日に閉幕した。

翌23日には中国共産党第20回中央委員会第1回全体会議(1中全会)が開かれ、習近平氏が三期目の中央委員会総書記に選出され、同時に中央軍事委員会主席にも任命された。

新たな指導部(中央政治局常務委員)は；

氏　名	前肩書	新肩書
習近平(69)	党総書記	党総書記
李　強(63)	上海市党委書記	首相※
趙楽際(65)	党中央規律検査委書記	全国人民代表大会常務委員長※
王滬寧(67)	党中央書記処書記	全国政治協商会議主席※
蔡　奇(66)	北京市党委書記	党中央書記処書記
丁薛祥(60)	党中央弁公庁主任	第一副首相※
李　希(66)	広東省党委書記	党中央規律検査委書記

※は就任予定の肩書

今回の人事では、王毅・国務委員兼外相を共産党政治局員に昇格させたことも注目されている。

共催セミナー

中国物流の最新事情

9月26日、東海日中海運懇話会・中国投資企業部会の共催で、山九株式会社国際港運事業部国際物流推進部の日比浩二参与(写真)を講師に招き、標記オンラインセミナーを開催した。

講師は1980年～83年に北京駐在を皮切りに、89年～03年に広州・深圳、06年～11年に北京と3度の駐在を経験しており、40年に渡り見てきた中国物流の変化と最新情報を紹介した。

本セミナーは主に通関面と物流面に分けて説明がった。通関面ではまず、中国の通関制度について説明があり、従来はアナログ対応により「時間がかかる」「地域により対応が異なる」などの声が挙がっていたが、近年はデジタル化が進み、貿易会社が通関申告するデータは税関をはじめ税務局、銀行、外貨管理局等にも共有され、オンライン手続きが普及したことで通関申告に要する時間が大幅に短縮されたと紹介した。次に加工貿易については、デジタル化・AI化が進んだことで、加工手冊の手続き運用面での企業負担が軽減されている状況を解説。保税貨物専用エリアである税関特殊監督管理区域(施設)制度については、主な役割として①加工②貿易③倉庫があるとし、制度上の相違点の解説と具体的な活用事例の紹介があった。

物流面では、輸送形態別の最新事情について紹介があり、特に大きく状況が変化している鉄道輸送について、コンテナターミナルの整備、コンテナ専用車両の増強などが実施された結果、輸送力が大幅に増加したとした。また中国とヨーロッパを結ぶ貨物鉄道「中欧班列」については沿革と概要の説明があり、利用メリットについて解説した。最後に物流DXについて、デジタル化・スマート化する自動倉庫や自動化対応港湾の様子を画像資料で説明したほか、荷主と運転手をマッチングするトラック配車アプリなどの紹介があった。

本セミナーは14名が視聴した。

後援セミナー

日中国交正常化50周年・愛知大学現代中国学部設立 25周年記念講演会

第2回

10月11日(火)午後、愛知大学現代中国学会の主催により、対面式とオンライン方式による標記講演会が、愛知大学名古屋キャンパスグローバルコンベンションホールにて開催され、当センターなどが後援した。

講師は、服部健治・中央大学ビジネススクール名誉フェローで、01年から18年3月の定年退職まで同大学の現代中国学部で教授を務め、過去には当センターが主催する実務セミナーに登壇したり、会報誌に寄稿を寄せて頂いたりした。

講演のテーマは、「日中経済交流の50年とこれからの課題～現場の視点から～」と題して、講師本人の1970年代からの中国駐在経験や日中経済交流、研究者としての経験を踏まえて、説明が行われた。

当センターからは大野専務理事が参加した。

後援セミナー 愛知大学中国公開講座㉒

世界を揺るがす中国の食糧問題

ー自給率低下は何故止まらないのかー

10月12日(水)午後、中部経済同友会・愛知大学の主催により、標記講演会が、愛知大学名古屋キャンパスグローバルコンベンションホールにて開催され、当センターなどが後援した。

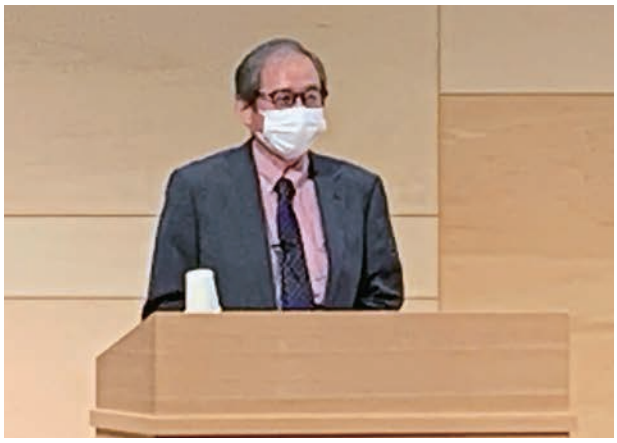

講師は、高橋五郎・愛知大学名誉教授・同学中国学研究センターフェロー・同学国際問題研究所名誉研究員・元中国経済経営学会会長で、中国とアジアの農業と食糧問題・経済状況を幅広く研究している。

高橋氏は、講演の中で、食糧とは穀物のことであるが、世界の穀物の生産と消費の4分の1を占める中国の自給率が70%台に落ち込んでおり、食糧不足の危機が高まっていると警鐘を鳴らした。

何故、中国の食糧自給率が低下しているのか、その原因について、①異常気象、②経営悪化、③若手農民の農村離れ、④農業部門内の競争性衰退、⑤農地疲弊などを取り上げ、人口は、未だ徐々に増加傾向にある中国だが、穀物生産高は直近10年横ばいとなっていると具体的な数値を例に挙げて説明した。また、自給率低下の原因として挙げた5つのうち、①～③は困難と判断するが、④⑤については、改善の可能性があることも説明があった。

当センターからは大野専務理事が参加した。

重要性が高まる中国の都市化

最近の中国の人口動態についてはネガティブなニュース、即ち「人口減」に関するものが多い。総人口はまだ減少に転じていない模様だが、出生数が右肩下がりを続けていることからも、減少に転じることは時間の問題と言える。なお生産年齢人口については2012年には減少に転じている。

そこで今後の経済成長においてカギとなるのが「都市化」である。中国では中華人民共和国の建国間もない頃から、農村部から都市部への急激な人口流入を抑えるため、農業戸籍・非農業戸籍という二元管理を半世紀にわたって進めてきたが、2014年には廃止を決め、都市化へと舵を大きく切った。ただし人口の移動の全面的な自由化は許容されておらず、規制の強化と緩和を併用している。

都市化の現状

現在進められている都市化は、中小都市を発展させることに目標が置かれている。習近平政権発足後の2014年には、従来の都市化の概念とは一線を画すものとして「新型都市化」と定義された。2014年に公表された「国家新型都市化計画(2014-2020年)」では、次の数値目標が掲げられた。

指　標	2012年実績	2020年目標
常住人口都市化率	52.6%	60%前後
戸籍人口都市化率	35.3%	45%前後

結果については、20年の目標は予定通り達成されている。また21年の結果は常住人口都市化率64.7%、戸籍人口都市化率46.7%と、コロナ禍にあっても伸びている。農村から都市への流入した人数は、2016年以降の5年間で1億人以上に上る。

今後の方向性

今年になって中国政府内では2035年までの目標が盛り込まれた「国家新型都市化計画(2021-2035年)」が全国の地方政府に配布されたとされる。この計画は一般公開されていないので、数値目標はわからないが、昨年3月に公表された「第14次五カ年計画・2035年長期目標」で方向性はすでに決まっていた。五カ年計画では次のように市街地人口に応じた戸籍転入の規制緩和を行う方針が打ち出されている。

市街地人口	方向性
300万人以下	転入規制を全面撤廃
500万人以下	転入規制を更に緩和
500万人以上の都市	ポイント制による転入条件を更に整備

このように300万人以下の都市には戸籍を自由に転入することが可能になった(もちろん実務を仕切るのは地方政府であるため、制度化までは時間的ラグが生じる)。市街地の人口が300万人を超える都市は、直轄市や省都を除いては大連市、青島市、蘇州市、深圳市ぐらいであることから、都市の数で言えば大多数の都市が300万人以下で転入規制が緩和されたといえる。

他方、市街地の人口が500万人の都市では、依然として規制緩和には慎重な姿勢が見られる。近年「大都市病」に悩まされてきた結果といえる。

以上を踏まえると、今後多数の労働者を必要とする工場を建設、または移転しようとする場合は300万人以下の都市が狙い目と言える。

移転リスクに注意

都市化は中国の今後の経済成長を左右する重要な指標である。日本の地方行政などでは都市化率の議論はあまりされていないが、欧米諸国などでは古くから議論されているようで、中国もそうした先進国の取り組みに習っているに過ぎない。

一方、都市化率という指標が一人歩きするリスクを秘めている。地方政府の役人が上級政府から課された都市化率というノルマを達成するためや自身の実績作りのために、再開発用地の確保に走り、既存工場の追い出しなどが行われることも十分に想定される。中国はいい意味でも悪い意味でも競争原理が働く国である。地方政府間の経済成長競争や役人間の出世競争も激しさを極めているため、特にそう思う次第である。

もう一つの側面

本稿では経済的な側面で都市化政策を見てきたが、中国の都市化政策は戸籍制度問題(社会問題)の解決手段との側面を併せ持つ。常住人口と戸籍人口の都市化率に大きな乖離があることが示す通り、居住時と戸籍地が一致しない人が相当数存在しており、この問題を是正する上でも、転入の受け皿となる都市を必要としている。

また都市化政策は戸籍制度改革と連動して行われている。2010年に行われた国勢調査では総人口の1%に相当する1,300万人もの無戸籍者(中国語では"黒戸")が存在することが見つかっている。無戸籍者が戸籍を作れるような環境、無戸籍者をこれ以上増やさないための環境を整備する上でも、都市化は寄与しているようにも思われる。

交流記録

＜上海市浦東新区駐日本経済貿易事務所＞

10月5日(水)、叢佳・上海市浦東新区駐日本経済貿易事務所代表が当センターを訪れ、大野専務理事と纐纈業務グループ担当が対応した。

叢代表は、コロナの影響で日本にしばらく戻ることができず今年6月に2年半ぶりに来日した。叢代表からは上海ロックダウン期間中の自身の体験談や区内日系企業から寄せられた経営上の困りごとなどの紹介があった。また同区にはテスラ(米)が進出しており、関連する部品メーカー等もこの2、3年で集積し、大きく状況が変化しているとのことであった。

大野専務理事からは当地域の最近の状況について紹介があり、「自動車関連企業は中国のEV産業に高い関心を持っており、視察団を派遣できる状況になれば貴区のEV関連企業を視察したい。その際は、受け入れにご協力を頂きたい。」と述べた。叢代表からは「渡航制限が緩和されたら東海地方の企業の方にぜひお越し頂き、実際に現在の浦東新区を見て頂きたい」と返答があった。

＜中国煙台市駐日本経済合作センター＞

10月19日(水)、陳才坤・中国煙台市駐日本経済合作センター首席代表が約3年振りに来訪され、大野専務理事と石原業務グループアドバイザーが対応した。

陳代表についてもコロナ禍で日本に戻る事が難しい状況であったが、今年4月に来日し、東京での駐在が再開したとの事。10月に入って日本の水際対策の緩和で、日中間の人的交流が少しずつ戻りつつあり、中国からの来日客も民間(企業)を中心に増えるのではないかと期待を寄せた。

現在同センターでは、煙台市における日本企業との経済交流の窓口となっており、日本企業の煙台市誘致を中心に行っており、最近では、煙台市経済技術開発区に設立しているプラットフォームである「日本中小企業産業基地」への日本中小企業の進出や技術の導入を推し進めている。また、医薬、介護、航空・宇宙産業で日本企業と多角的な交流を希望しているとの事であった。

大野専務理事からは、「中国の入国制限が緩和された暁には、訪中団の派遣や様々な事業を共に展開したいので、引き続き定期的な交流をしたい」と要望した。

陳才坤　中国煙台市駐日本経済合作センター首席代表

于林平　煙台国際経済技術合作集団有限公司名古屋事務所所長

寄稿

判例考察の見地から中国法の解説

-中国における会社解散･清算法規の沿革と現状実務-「会社の破産和解」を中心に

上海市華鑫法律事務所
弁護士　高秀智、高華鑫

これまでの寄稿では、中国の企業破産法における破産組織再生の実務プロセスや再建計画実行中の法的効果、つまり、申告された債務は組織再生計画の実施によって履行され、未申告債務は組織再生計画が実施された後に再生計画と同種の債務を参照することによって履行されることを詳しく説明した。

今回は、企業の倒産難を解決するもう一つの方法である「倒産和解手続き」に焦点を当てる。手続きや関連する法律のポイント、関連する判例解説など、実務に即した内容で説明する。

二、破産和解

破産和解とは、債務者と債権者の全員または過半数との間で、債務の清算、免除・救済の具体的な内容について交渉して成立させる合意である。したがって、破産和解手続の中心は、和解協定の締結にあると言える。

1、破産和解手続の具体的なプロセス

破産法の破産清算に関する条文を基に、破産和解の具体的な流れは以下のようになる。

①債務者の裁判への和解の申し立て
↓
②和解手続き開始の裁判所の決定
↓
③債権者集会で和解案の採択
↓
④裁判所が和解協定を承認し、和解手続き終了の決定を出す。
↓
⑤管財人から債務者への財産･業務の移管
↓
⑥債務者が和解協定を履行する
↓
和解手続きの終了

①債務者の裁判への和解の申し立て

企業破産法第2条、第7条、第95条は、それぞれ和解申し立ての前提条件、和解申し立ての当事者、和解申し立ての時期を規定している（注①）。破産申請の主体は債務者自身であり、破産和解の典型的な方法は主に3つある。

注①「企業破産法」第2条：企業法人がその債務を期限通りに弁済することができず、その資産が債務の全額を弁済するのに不足する場合、または明らかにその能力を欠く場合には、この法律の規定に従って債務を清算するものとする。企業法人が前項に規定する事由に該当する場合又は支払能力を喪失するおそれが明らかな場合には、この法律の定めるところにより、その組織再編成を行うことができる。
「企業破産法」第7条：本法第2条に規定する事情のある債務者は、（中国）裁判所に更生、和解または破産清算を申請することができる。債務者が期限の到来した債務を返済できない場合、債権者は（中国）裁判所に債務者の更生または清算を申請し、破産させることができる。企業法人が解散したが清算していない、または清算を完了しておらず、その資産が債務を清算するのに不足している場合、法律に従って清算責任を負う者は、（中国）裁判所に破産清算を申請するものとする。
「企業破産法」第95条：債務者は本法の規定に従って、直接（中国）裁判所に和解を申請することができ、（中国）裁判所が破産申請を受理した後、債務者が破産宣告される前に、（中国）裁判所に和解を申請することができる。債務者は、和解を申し込む際に、和解協定の案を提出するものとする。

第一に、直接和解を申請する方法である。債務超過の状況が現れた場合、債務者は裁判所に直接和解を申し込むことができる。

第二は、組織再編から和解へ転換する方法である。裁判所が組織再編の申し立てを受理した後、更生計画案が債権者集会に提出されて議決・承認される前に、債権者と債務者が破産和解について合意に達し、率先して和解手続への転換を申請した場合、裁判所は手続転換の申請を認めることができる。裁判所が破産申請を受理した後、債務者に破産宣告をする前に、債務者は和解を申請し、清算から和解への手続き転換を行うことができる。

第三は清算から和解に転換する方法である。裁判所が破産清算申請を受理した後、債務者に破産宣告をする前に、債務者は清算から和解への手続き転換を申請することができる。

債務者が和解を申請する際には、同時に和解協定の案を裁判所に提出する必要がある。ただし、裁判所が既に債務者を破産宣告している場合、破産手続を和解手続や更生手続に変更することはできない。

①和解手続き開始の裁判所決定

企業破産法第96条は、「裁判所は審査の結果、和解の申請が本法の規定に適合すると認めるときは、和解を行うことを裁定して公告し、債権者集会を招集して和解協定案を審議しなければならない」と規定している。

裁判所は、債務者が提出した和解申請書及び和解協定書を受領し、審査の結果、破産法の規定に適合すると認められる場合には、和解するとの判決を下さなければならない。

そしてその旨の公告を行い、公告に基づき債権者集会を招集して和解協定案を審議しなければならない。直接和解を申し込んだ債務者は、企業破産法の規定に従って管財人も選任しなければならない。債務者の特定の財産に対して担保権を有する権利者は、裁判所が和解に関する判決を下した日から権利を行使することができる。

②債権者集会で和解案の採択

裁判所で和解案の採択後、和解協定の案が債権者会議で検討され、決議が行われる。債権者集会における和解協定の採択の決議は、出席した議決権を有する債権者の過半数が賛成し、かつ、その代表する債権の額が無担保債権の総額の3分の2以上を占めるものでなければならない。

破産和解協定に含まれる主な要素は以下の通りである。

(1)債務者の資産状況の説明。和解協定前の債務者の資産(有形・無形資産等)の主な内容で、債務者本来の資産と管財人が回収した資産の両方を含み、必要に応じて和解協定締結時の資産状況を固定するために和解協定締結日時点の特別監査報告書を提出すること。

(2)確認した債権状況の説明。当事者が和解協定に署名する前に、債権確認書を完成させ、そして和解協定書には、債権の性質に従ってすべての種類の債権者をリストアップし、確認された各債権者の債権の性質と金額を明記する必要がある。

(3)債務者の債務整理の計画。主に債務者の生産・運営計画、債務整理に使用する資金源、整理期間、債務整理の割合と金額等を記載する。優先債権について特別な取り決めを行い、普通債権の議決権行使の前に優先債権者の同意を得る必要がある。

(4)和解協定の担保について。債務者が破産和解協定に担保を提供する場合、具体的な担保を記載する必要がある。

(5)和解協定の効力発生。和解協定の効力発生日が裁判所の公告日であることを強調し、和解協定効力発生後の財産および管理事務の管財人から債務者への移転、ならびに和解協定締結後および締結終了後に債権者が享受する権利を明らかにする。

④裁判所が和解協定を承認し、和解手続き終了の決定を出す。

債権者集会で採択された和解協定は、自動的に法的効力を持つわけではなく、裁判所の承認が必要である。

裁判所は、和解協定の必要な条項が記載されているか、和解協定案の解決手続が適法か、和解協定書に定められた和解条件が公正かつ合理的で実行可能か、和解協定の内容が違法でないか等を審

査する。裁判所が和解協定を承認した後、和解手続きは終了し、公告される。

⑤管財人から債務者への財産・業務の移管

裁判所が破産清算の裁定を決定した後、管財人は財産および業務を債務者に引き渡し、裁判所に職務執行の報告を提出する。

⑥債務者が和解協定を履行する

債務者は、和解協定で合意された債権の分配、すなわち和解協定の履行を実行する。しかし、和解協定が規定通りに実施されない場合もあり、無効や履行不能になる場合もある。和解協定の履行には、無効や履行不能を含んだ以下の3つのタイプがある。

1つ目は、和解協定が適切に履行される場合である。和解協定の効力が発生すると、財産を担保としないすべての債権者を拘束し、債務者は和解協定の内容に従って和解義務を履行し、債権者は和解協定で約束した通りに債務者の債務を減免することになる。和解協定の効力発生時に債権を申告していない債権者は、和解協定の締結中は権利を行使できず、和解協定の締結が完了した時点で、和解協定に定められた和解条件に従って権利を行使することができる。

2つ目は、和解協定が無効となる場合である。破産和解協定は、債務者が詐術その他の違法行為を採用し、意図的に真の状況を隠し、虚偽の情報を提供し他人を誤信させて、国家、集団または第三者の利益を害する悪意で結託した場合、無効となる。

和解協定の無効は裁判所が裁定し、一旦無効と裁定されると、契約締結時から無効となり、同割合内で契約締結中に債権者が受領した和解金額は返還されない。

3つ目のタイプは、和解協定の履行が不能となる場合である。破産和解協定の履行不能は、債務者が和解協定を履行できない場合と債務者が和解を履行しない場合に分けられる。和解債権者が、債務者が和解協定を履行できないことを認めた場合、裁判所は和解協定の履行を終了させ、債務者を破産宣告するよう裁定する。

返済金額は割合で計算され、割り当てられた金額を返済し、和解協定の終了後、和解協定は両当事者を拘束しない。債権者契約で約束した譲歩は消滅し、債務者は債権の計算で主な基準として元の債権を使用し、破産財産の分配を行う。和解協定は終了しているが、和解協定自体は有効であるため、和解協定に設定された担保も有効であり、破産財産として回収されるべきである。

2、破産和解の申請対象者適格に関する検討――(2019)湘06破终1号。F社の破産和解申請に対する民事上の破産宣告例

本件は、破産和解の申請者適格の問題を軸に、第一審と第二審の判決の違いを具体的事例で分析したものである。

(1)(2019)湘06破终1号事件の概要

2016年4月26日、湖南省汨羅市裁判所はF社の破産清算事件を受理した。2018年2月23日、F社の元株主及び元法定代理人は、プロジェクトの現金還元率の増加による債権者の合法的利益の最大化及び社会の安定を理由に、裁判所に和解を申請し和解協定案を提出した。

第一審裁判所は、審理の結果、以下の事実を認定した。

①F社は2014年10月に資金調達不能によりプロジェクトが操業停止し始め、各種債権者の自主的な整理・決済が不調に終わった。

②2016年3月29日に、M社はF社の財政状態が悪化し債務超過が深刻で債権者の利益を守ることができないとして、裁判所にF社の破産清算を申請した。

③2016年4月26日、第一審裁判所は、上記F社の破産清算申請を受理し、美洛市貴義鎮人民政府が設立したF社破産清算委員会をF社の破産管財人に選任する判決を下した。

④F社の破産管財人がF社の実印を現地の財務局に預け、保管されている。つまり、F社が裁判所に提出した和解申込書及び和解協定案に押された公印は、F社の破産管財人が保管するF社の公印ではない。

⑤F社のために本件倒産申請を行った者は、F社の破産管財人ではなく、F社の50%の株式を保有する株主及び元法定代理人であった。

⑥破産管財人は、上記2名から提出された和解協定

案には、供託や契約違反の責任など必要な規定が欠けているとし、求められたF社の公印の押印に応じなかった。

第一審裁判所は、次のように判断した。

本件においてF社が提案した資産換金化の増加による和解案では、債権者集会で審理された請求の総額をカバーできず、F社は依然として債務超過に陥る可能性がある。和解協定案は、F社の破産清算を回避することができない。

また、破産和解の申請者はF社の破産管財人であるべきであるが、F社が第一審に提出した和解申請書及び和解協定案の公印はF社の管財人の公印ではなかったので、F社の和解申請書は受理されていない。したがって、第一審裁判所は、F社の和解の申請は認められないと判断した。

F社は、債務者の株主が、債務者に代わって和解を申請したことは適法であり、和解案はすべての債務を清算することはできないが、債権者の分配率を高めることは可能であり、第一審裁判所は債務者が債権者と任意に和解することを妨げるべきではないと主張した。そのため、第二審裁判所に控訴し、第一審裁判所は控訴人の和解申請を受理するべきであると請求した。

本件の第二審において、F社の管財人は第二審裁判所に対し、「F社の破産整理計画に関する意見書」を提出し、その内容について具体的に3点の修正を提案し、F社の法定代理人はその意見書に署名して同意の意思表示を行った。

第二審の湖南省岳陽市中級裁判所は、次のように判断した。

「企業破産法」の規定に基づくと、裁判所が破産申請を受理した後、債務者が破産宣告を受ける前に、債務者は裁判所に和解を申請することができる。湖南省汨羅市裁判所はF社の破産事件を受理し、F社の破産清算チームをF社の破産管財人に選任したが、まだ破産宣告はされていなかった。破産管財人が債務者の事業を引き継いだ後、債務者のために行う対外的な民事法律行為の主体は、債務者の元法定代理人や株主ではなく、破産管財人であるべきである。

そこで、第二審裁判所は、第一審裁判所の判決を支持し、F社の株主及びF社の元法定代理人がF社名義で行った、F社の管理者の印鑑が押印されていない和解申込書の受理を却下した。

しかし、第二審判決では、破産事件の裁判も債務者企業の旧経営陣の意見を尊重し、紛争や対立の解決に対する積極性を保護すべきであると述べている。仮にF社の株主、F社の元法定代理人と管財人が和解協定案の内容について合意に達することができた場合、F社の管財人は破産宣告がされる前に和解協定案を裁判所に提出し、破産申請を受けた裁判所はそれらを再度検討すると示した。

(2)本件判決の解説

筆者らの見解では、本件は以下のような法的問題点を含んでいる。

①破産手続きの期限

実務上では、債務超過の企業が破産を申し立てるとその破産は多岐に影響を与え、そして債権者と債務の関係も複雑な場合が多いため、一般的には数年という非常に長い期間を要する。

また、中国の破産法では、裁判所が破産申立を受理するまでの期間は最長15日としか規定されていない。つまり、その後の破産事件がいつまでに終了するかについての見通しを立てることが難しい。

本件では、F社は2016年に裁判所から破産清算の決定を受け、その後破産手続を開始し、管財人の選任、債権届出、債権者集会の開催等の一連の手続を経て、2018年に破産宣告前に破産和解手続の開始を申請し、続を進めた。

近年、破産事件の増加に伴い、裁判所は破産事件の期間についてより高い明確な要件を課すようになった。2020年4月15日、最高裁判所は「法に基づく破産事件の効率的な審理を促進する意見」を発表し、簡易事件の迅速な審理メカニズムの構築を提案した。その後、上海市高等裁判所も「破産事件の審理を迅速化する手続きの簡素化の指針」の改訂が行われたが 、この2つの文書はガイドラインに過ぎず、明確な基準が示されたわけではない。

現時点では2021年12月1日、上海市政府が「浦東新区市場法治企業破産制度改善条例」を公布し、破産事件の審理期間を「判決受理の日から6ヶ月以内に終了すること」と唯一明確化している。

③本件の管財人は、破産清算グループ方式を採用

した。

2022年1月号の寄稿で、中国の破産法における管財人制度について簡単に紹介した。その構成について、現行の破産法第24条は、「管財人は、関連部署や専門機関の方々で構成される清算委員会、または法律に基づいて設立された法律事務所、会計事務所、破産清算事務所などの社会的仲介者が務めてもよい」と定められている。

筆者らの見解では、一般的な内資・外資系企業の場合、破産申請を受けた裁判所は、法律事務所や会計事務所などの社会的仲介者からなる破産管財人を選任し、破産清算を実施するのが一般的である。これに対し、本件F社は不動産会社に属しており、地方裁判所は、その業界の特殊性や企業の性格を考慮し、国有企業や集団出資企業の破産において採用されることが多い政府や所轄官庁が主導する破産清算グループの方式を採用した。これは、中国の実情に基づき、これらの企業の破産手続きの実施が、会社法、民事訴訟法、国有企業の政策文書などの関連法規と整合性が取れるようにするためだと考えられる。

④破産和解申請の法的な適格性について

この事件の第一審は、F社の和解申請を却下する判決を下した。

筆者は、一審が却下の決定を出したことに一定の疑問がある。まず、企業破産法第25条によると、債務者企業の破産申請が裁判所に受理された後、裁判所が任命した管財人が債務者企業を引き継ぎ、訴訟・仲裁・その他の法的手続きにおいて企業を代表する。したがって、本件は明らかに申請の段階で法的な適格性を満たしていない。

一方、第一審裁判所は、現在提出されている和解案を円滑に実施しても、F社の既存の登録債権の全額を満たすことはできず、F社の破産による清算を回避することはできないため、既存の和解協定案を承認することはできないと判断した。

しかし実務上、企業破産法の和解の関連規定によれば、和解案がF社を債務超過から解放できるかどうかは、和解成立の必要条件ではなく、第一審裁判所は、そのような理由でF社の和解申請を却下してはならないと考える。この筆者らの考え方は、第二審の判決にも同趣旨と反映されている。

二審判決書の骨子では、誰が債務者に代わって破産和解の申請を行えるかという問題について、より寛容な意見が述べられている。

判決の中で、第二審裁判所は、債務者会社の旧経営陣の意見も十分に尊重されるべきであり、対立や紛争を解決しようとする彼らの意思は保護されるべきであると明言した。そのためF社の株主及び元法定代理人と管財人が和解協定案の内容に合意できた場合、管財人は破産宣告前にそれを裁判所に提出し、裁判所はそれを改めて審査する必要があるとした。

(3)本判例の追加検討-異なる時点における破産和解申請者の法的な適格性

企業破産法第95条の規定によれば、破産宣告前の和解手続きは強制手続きではなく、破産事由が発生した場合に債務者が直接和解を申請することも、直接破産清算を申請することも可能である。

しかし、筆者らの考えでは、司法実務の運用手順において、和解申請の法的な適格性について、これまでの裁判所の判決を考慮し、以下の2つの状況が区別されると考える。

1、破産申立を受理した裁判所が債務者のために管財人を選任した場合、管財人は債務者名で和解の申請書を提出する

企業破産法では、和解手続きに関する特別章が設けられている。したがって、和解手続の適用は、申請受理の段階・管財人制度・債務者の財産・債権の申告と確認・債権者集会の他の章の規定も遵守する必要がある。一般的に、破産和解の開始手続きは、債務者と債権者の自主性に基づいているが、管財人は破産企業の原始自主管理制度から提出された和解申請書及び和解協定案を検証し、管財人印を押印し、債務者の名義で裁判所に提出しなければならない。

2、債務者が直接裁判所に和解を申し込んだ場合、裁判所は債務者企業自身が始めた倒産和解の申し込みを認めるべきかどうか、寛容的な態度を取っている。

本件の裁判所の判断から検討すると、和解手続は債権者と債務者のみが関与するものであり、和解協定案は債務整理のための調整が中心であり、債務者

だけが企業自体の状況を最もよく知り、将来の経営状況の整理・予測に基づき債務整理のための調整を行うので、債務者が和解協定書案を提出した方が、和解の目的の達成に資することになる。ただし裁判所も和解のプロセスを円滑に進めるために、和解協定の案を形式上検討することもある。

以上の見解に基づき、筆者は、債務者が直接裁判所に和解を申請する初期段階において、裁判所は企業破産法第95条に規定する和解申請主体の範囲を適切に緩和すべきではないかと考えている。

例えば、破産企業の所轄官庁、旧経営者及び実質的な支配者等は、善意の債務者の関係者の利益を代表し、その利益が企業の財産及び生存状態と密接に関連していれば、直接和解を申し込む権利があり、自助努力による和解手続きの開始を容易にすることができる。

以上のことから、筆者は、破産整理手続の開始主体の問題を実務上で解決するためには、企業破産法第95条の「債務者」の定義をさらに明確にし、債務者に代わって破産整理申請権を行使できる者とその運用規定を明確にする必要があると考える。

「債務者」の定義が明確でない現時点において、現行の法律規定を優先すべきであるが、旧会社の経営陣が積極的に破産管財人とコミュニケーションを取り、和解協定案の内容について交渉し、破産管財人が和解申請書を破産を受理する裁判所に提出することを認めるべきではないか考える。

・まとめに

清算、更生、和解の法制度の紹介と実際の判例の解釈を通じて、3種類の倒産手続の関係を大まかに整理した。

倒産清算手続き、組織更生手続き、和解手続きは比較的独立しており、当事者は倒産原因に直面した場合、そのいずれかを選択して倒産を開始することができる。

他方、裁判所が破産申立を受理した後、債務者の事業が倒産清算に陥るのを避けるために当事者が再編成または和解を提案できる点で両者は互換性があると言える。再編成または更生が成功した場合、破産手続きは完全に終了し、企業は改めて経営を継続することができる。和解または再生が失敗した場合、または和解協定と更生計画が裁判所に容認されなかった場合、裁判所は直接破産を宣言し、破産手続きは正式に開始され、この場合和解もしくは再生手続きに変更することはできなくなる

筆者は、本誌2022年1月号から2022年11月号までの計：6回にわたり、破産手続きの開始から終了までの段階を、法律の規定に基づき、詳しく解説してきた。

以上で、中国の会社破産法に基づく会社破産手続きについての解説を終了する。

次号では、企業の解散・清算・破産の実務を全体として、「完結編」という形で見直し・まとめ、それぞれの手続の段階的な流れに、並びに実務を中心に整理し、それぞれの違いを区別して、読者に制度の指針を提供することを目指す。

以上

＜執筆者プロフィール＞

上海市華鑫法律事務所
弁護士　高秀智
華東政法大学法律学院（民商法）卒業後、慶應義塾大学大学院法学研究科博士前期課程を修め、2012年４月に上海市華鑫律師事務所に入所、対中取引、日系在華企業の企業法務を担当。

弁護士　高華鑫
上海市高級人民法院、上海市司法局での勤務を経て、1984年６月から日本の大江橋法律事務所にて勤務、外国法事務弁護士として大阪弁護士会に登録、1998年５月に上海華鑫律師事務所を開設し、対中投資、取引、仲裁、裁判事件の最前線で活躍。2016年６月に（一社）東海日中貿易センター中国法律顧問に就任。

滄州デスクNEWS（河北省）

レポーター:滄州市対日招商中心　副主任　王君

滄州市　グリーンPJに調印

滄州市と、中国の再生可能エネルギー最大手の「遠景科技集団」（エンビジョングループ Envision Group）が投資協議書に署名した。協議書によると、遠景科技集団は342億元を投資し、滄州でスマートバッテリー産業基地、ゼロカーボン産業園と再生可能エネルギー発電の支援、海星スマートエネルギー工業団地、黄驊港ゼロカーボンスマートポート、その他のプロジェクトを建設する予定で、今年10月から工事が開始されており、2024年の完成を目指している。

遠景科技集団は、動力電池、ゼロカーボン、グリーンエネルギーなどで最先端の技術を持ち、産業開発において豊富な経験を持っている。今回の協力は、滄州市が「エネルギー強市」として建設をする上で強力な下支えとなる。

滄州渤海新区と黄驊市　新エネ産業PJに調印

滄州渤海新区と黄驊市は、風力発電設備製造、発電所運営を行う大手国有企業「哈電風能有限公司」（本社：湖南省）と新エネルギー産業プロジェクトの調印式を行った。これにより、渤海新区、黄驊市の新エネルギー設備製造業の発展を更に推進する。

新エネルギー産業プロジェクトの総投資額は約255億元。第一段階は、約60億元を投資した新エネルギー装備製造基地で、スマート風力発電組立工場、風力発電タワー製造工場、風力発電機製造工場、風力電子制御システム自動化製造工場、ゼロカーボン総合スマートパークなどが含まれる。

次の段階では、洋上風力発電所、陸上風力発電所、太陽光発電所、エネルギー貯蔵およびその他の部門を含む、約195億元の投資による3GWの新エネルギープロジェクトを行う計画。

蕭山デスクNEWS（浙江省）

レポーター:蕭山経済技術開発区　投資促進局　張熹

杭州西駅が正式に運営開始

9月号で紹介した杭州西駅が9月22日から正式に運営を開始した。駅舎は地上5階、地下4階の構造で、総面積は51万㎡。同駅からの行き先は、まず黄山、南京、合肥、千島湖、連雲港、阜陽、淮北、塩城で、今後は状況を見ながら、武漢、鄭州、西安、重慶、南昌、厦門、広州、深圳へと徐々に拡大する予定。また地下鉄3号線と19号線が乗入れており、杭州市内、蕭山国際空港へのアクセスも良好である。

またこれに合わせ、本誌7月号で紹介した杭州と合肥を結ぶ高速鉄道「合杭高鉄」の杭州-湖州区間が9月22日、正式に運行を開始した。

同区間の設計速度は時速 350 キロ、全長は137.8㎞。杭州西駅から北方面は南京-杭州線、商丘-合肥-杭州線の高速鉄道に接続し、江蘇、安徽、河南などに行くことができ、西、南方面は杭州-黄山線など複数の路線に接続し、福建、江西などに行くことができる。

中国民営企業トップ500社に杭州企業41社がランクイン

中華全国工商業連合会は「2022中国民営企業トップ500」ランキングを発表した。このランキングに入る基準は総営業利益が 263.67 億元で、昨年より28. 66億元増加した。このうち、杭州の 41 社の企業がランクインし、全国の 8.20%、浙江省（107社）の 38.32%を占め、20年連続全国と浙江省で首位となった。

吉利新エネルギー自動車電子産業園が建設開始

吉利新能源自動車電子産業園プロジェクトの起工式が「三江創知新城」で開催された。

同プロジェクトの敷地面積は約17万㎡で、新エネルギー自動車電子部品生産基地を建設し、主に車両インテリジェント駆動コントローラー、充電、充電エネルギー補給、高電圧バッテリー管理システム等の製品が生産される予定。

常州デスクNEWS（江蘇省）

レポーター:常州国家高新技術産業開発区　商務局　副局長　馬咏梅

再投資100億元！ BYD常州

9月30日午前、BYD常州第2期新エネルギー自動車部品産業パークプロジェクトの調印式が行われた。今回の契約プロジェクトの総投資額は100億元で、BYDサプライチェーン企業に対し近くの施設を提供し、コストを削減し、効率を高めると同時に、より多くの川上、川下企業を誘致する事を推し進めると期待される。

BYDは新たな500強企業であり、中国最大の新エネルギー車メーカーである。

常州に拠点を置く第1期プロジェクトはすでに稼働しており、常州市における新エネルギー車産業の発展に重要な貢献をしている。

レオニ電気ケーブル（中国）の新工場がオープン

ドイツのレオニ・グループ（Leoni AG）は1917年に設立された世界最大のケーブル、銅線、ハーネスメーカーの一つであり、1992年に常州国家高新区内に「莱尼電子（常州）有限公司」を設立し、常州市初のドイツ系企業となった。

同社は9月16日午前、常州国家高新区の3カ所目の工場で盛大な開業式を行った。これはレオニ電気ケーブル常州工場が新エネルギー車産業の全面的な市場化拡張期に入り、常州市の新エネルギー車産業の新たな「新勢力」となることを狙っている。

大族レーザー智能装備グループの新製品

中国のレーザー機器の最大手メーカーである「大族激光智能装備集団」（本社：深圳）の、超高速リニアモーターカッターと5万ワット平面カッターの2台の新製品が常州で発表された。

大族レーザーは2021年3月、常州国家高新区に「2D高出力レーザー設備華東基地」と「新エネルギー設備常州基地」という2つのプロジェクトを相次いで設立し、高新区のハイエンド製造業に新たな活力を注入した。大族レーザー集団は今後、常州国家高新区とさらに協力を深め、相互信頼を強化し、コンセンサスを拡大し、共に発展する計画。

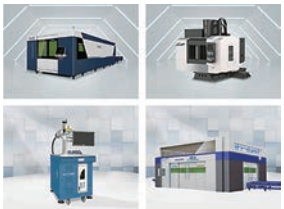

揚州デスクNEWS（江蘇省）

レポーター:揚州市経済技術開発区　招商局　杜君

開発区の投資者への支援を強化

揚州経済技術開発区は、ビジネス環境を最適化するための5カ年行動概要や12の新しい人材政策など、一連の政策意見を発表し、それに基づき、「すべてが企業を中心に展開し、すべてがプロジェクトを中心に展開」し、すべての部門のスタッフが一流のビジネス環境を作り出すためにあらゆる努力を払っている。

その一環として、管理委員会主任が主催する企業とのオンライン会議を毎週開催しており、企業が抱える問題に、開発区のリーダー自ら相談に乗っている。5月から開催されているが、これまでに70社以上から寄せられた、100件を超える問題を解決してきた。これ以外にも、進出企業の為のサポート体制を更に強化してゆく。

総投資50億元のプロジェクトが開業

9月19日、開発区の欧米工業園で、総投資額50億元の揚州泰瑞美精密製造プロジェクトの開業式が開催された。同プロジェクトは主にハイエンドの金属構造部品の研究開発、生産、販売に従事する。

同プロジェクトは、開発区のバックアップにより、今年2月19日に調印してから、同年内に着工、同年内に生産開始というスピーディーなプロジェクト建設が実現し、投資者の好評を得た。

工業プロジェクトの竣工後即引き渡しが実現

今年の初めに、開発区は「揚州経済技術開発区産業建設プロジェクト「竣工後即引渡し」計画（試行）」を策定し、公布した。

これにより、事前指導、積極的なサービス、共同検収、告知承諾等の方法により、検収時間が短縮し、メインプロジェクト或いは建築物が早期に使用するよう促進し、プロジェクトの早期建設、早期生産開始、早期に効果を達成する事を支援することができる。

常熟デスクNEWS（江蘇省）

レポーター:常熟国家高新技術産業開発区招商局　課長　顧磊

「中新昆承湖園区」の建設を開始

9月13日、蘇州工業園区管理委員会と常熟市人民政府は、常熟高新区に共同で「中新昆承湖園区」を建設するための戦略的協力枠組み協定に調印した。

園区の計画面積は約46.4㎢で、産業用インターネット、自動車及び部品、電子情報、バイオ医薬などの分野で協力を深め、常熟の製造業基礎と空間資源の利点を十分に発揮させ、園区の研究開発成果の工業化プロセスを加速し、産業のデジタル化とインテリジェント製造のレベルを向上し、産業チェーンの相乗効果と補完が促進され、蘇州市地域の発展を促す。空間、産業計画によると、このエリアは「1つの湖（昆承湖）と10の島」の空間レイアウトを形成し、デジタル経済と新エネルギーの2つの主要産業が現代のサービス産業と統合された蘇州北部の低炭素都市を建設する。

冲融公司新エネ車部品PJに調印

蘇州市に本社のある、「蘇州冲融汽車系統有限公司」は、主に新エネルギー車のバッテリー、電気駆動装置、電子制御機器の研究開発、生産、販売に従事しているハイテク企業であり、技術型中小企業であり、50件以上の特許権を取得しており、多くの製品で高いシェアを誇っている。

今回のプロジェクトは、蘇州市に4つある子会社を統合した新会社を常熟高新区に設立するもので、総投資額は4.84億元、面積は約2万㎡。生産能力は650万セットの新エネルギー車の鍵といえる電池、モーター、インバーター等を生産する。

江門デスクNEWS（広東省）

レポーター:崖門新財富環保産業園　招商部日系企業担当　劉岩

国家基幹コールドチェーン物流基地に認定

国家発展改革委員会は「2022 年国家基幹コールドチェーン物流基地建設リスト」を発表した。江門市は広東省でこの建設リストに選ばれた唯一の都市となった。今回選出された基地は24カ所（都市）で、コールドチェーン物流ネットワークシステムを改善し、地域の生活材料の供給を確保し、コールドチェーン物流と関連産業の連携開発を促進する上で重要な役割を果たす。

江門基地は計画では総投資額が25億元で、敷地面積は120ヘクタールで、2つのブロックから成る。

基地内では、倉庫サービス、一般加工、精密加工、道路コールドチェーン地域物流、コールドチェーン ロジスティクス複合一貫輸送組織、緊急コールドチェーンロジスティクスなどの基本機能以外に、拠点情報総合サービスやサプライチェーン金融サービスなどの機能も行う計画。

深江鉄道全線着工

深圳と江門を結ぶ高速鉄道「深江鉄道」は、中国高速鉄道ネットワーク中長期計画で重要路線の一つとなっており、深圳市、東莞市、広州市、中山市、江門市を結ぶ路線で、全長116㎞で、建設期間は5年半を見込んでいる。

同路線には、深圳西麗駅、深圳机場東駅、東莞濱海湾駅、南沙駅、中山北駅、横欄駅、江門駅の7駅が設置されるが、江門駅以外は、全て新たに建設される駅となる。また、同鉄道の深圳西麗駅から南沙駅間の時速は200キロ、南沙駅から江門駅間は時速250キロで運行される計画。

同路線の内、「珠江口トンネル」工事は、全長13.69キロ。単洞複線の高速鉄道トンネルで、最大深度は106m、海水水圧は10.6バール。第一期の工事区間は、東莞市の虎門から広州市の南沙に向かうもので、中国で建設中の海底トンネルの中で作業が最も難しいものの一つとなっている。

更に世界クラスの「ライトハウス」工場が追加される

「ライトハウス（灯台）」とは、世界経済フォーラム（WEF）がコンサルティング会社のマッキンゼーとともに選定するベンチマーク工場のことで、全世界の工場を対象に、デジタル化、予知予兆分析、AR/VR、産業用IoTなどのデジタル技術の導入や、自動化による生産効率向上、人材育成や働き方、企業や業界の持続可能性、社会や環境へのインパクトといった観点から評価して発表するもので、今回11の工場を新たに発表。

その中で、佛山に本拠を置く「美的グループ」の順徳厨房工場が選定された。美的グループはこれまで広州家庭用エアコン工場、順徳電子レンジ工場、荊州冷蔵庫工場、合肥洗濯機工場の4工場が「ライトハウス工場」に認定されている。

順徳工場は、年間生産量600万台の世界最大の食洗器生産基地であり、その製品は世界145の国と地域に販売されている。

世界経済フォーラムによると、同工場は、高品質の製品を短期間で提供するという需要を満たすために、「エンドツーエンド」のバリューチェーンに人工知能、デジタルツイン、およびその他の第4次産業革命技術が適用されており、単位生産コストを24%削減し、納期を41%短縮、研究開発時間を30%短縮、不良率を51%減少するとしている。

都市間鉄道広佛西環線が着工、佛山西駅と広州北駅を結ぶ

9月28日、広州市がけん引し実施している、「グレーターベイエリア（粤港澳大湾区）」広州都市間鉄道珠江デルタ鉄道の「広州佛山線」の佛山西駅から広州北駅区間（広佛西環）プロジェクトが正式に開始した。これは、広州・佛山の一体化都市建設と広州都市圏の協調開発が新たなレベルに達したことを示している。

同区間の全長は約47kmで、そのうち広州市内は約16.5km、佛山は約30.5kmで、全線に9駅あり、建設期間は5年となっている。

このプロジェクトは、佛山と白雲空港および広州空港経済区を結ぶ高速都市間鉄道輸送線である広州佛山環状線の重要な部分として位置付けられている。

徐工集団の先進建設機械の生産ラインが稼働

中国建機メーカー大手の「徐工集団」が手掛ける「広東徐工建機スマート製造基地」は、省の主要プロジェクトで、南海区丹灶鎮に位置し、総投資額は約20億元。主にタワークレーン、建設用リフト等建設用機械を生産し、それら製品は、さまざまな建設プロジェクト、水利と電気、住宅建設、橋梁建設などの分野で広く使用されている。

プロジェクトの完成後は、年間5,000台以上のタワークレーンと建設用リフトを生産し、年間25億元の売上を予定している。

佛山エネルギー発展「第14次5カ年計画」

9月23日、佛山市人民政府は「佛山市エネルギー開発の第14次5カ年計画」を発表した。

計画では、2025年までに更に60の水素ステーションの建設を目指し、また、プロトン交換膜、触媒、カーボンペーパーなどのキーマテリアルと、膜電極、バイポーラプレート、エアコンプレッサ、水素循環ポンプ、スタック等8つのコア部品の産業化を目指すことが掲げられている。

中国経済データ

＜ご注意＞
伸率は前年同期比を％で表示。減少は▲または－で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。

日本の対中貿易（日本側統計）

単位：億円、％

年月	輸出		輸入		差引	
	金額	伸率	金額	伸率	金額	備考
2015年	132,293	▲1.1	194,204	1.3	▲57,950	赤字縮小
2016年	123,619	▲6.5	170,164	▲12.4	▲46,544	赤字縮小
2017年	148,910	20.5	184,387	8.4	▲35,477	赤字縮小
2018年	159,010	6.8	191,871	3.9	▲32,861	赤字縮小
2019年	146,814	▲7.7	184,337	▲3.9	▲37,523	赤字拡大
2020年	150,811	2.7	174,684	▲5.2	▲23,873	赤字縮小
2021年	179,852	19.2	203,416	16.4	▲23,564	赤字縮小
2022年9月	17,320	17.1	23,078	30.1	▲5,759	赤字拡大
2022年1-9月	140,517	7.4	180,851	22.6	▲40,334	赤字拡大

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

9月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

			金額	構成比
輸出	総額		88,187	100.0
	内訳	アメリカ	16,778	19.0
		ＥＵ	8,272	9.4
		アジア	49,384	56.0
		うち中国	17,320	19.6
輸入	総額		109,126	100.0
	内訳	アメリカ	10,709	9.8
		ＥＵ	10,107	9.3
		アジア	48,760	44.7
		うち中国	23,078	21.1

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

9月の主な増減品目

単位：％、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1	自動車	336.8	5.9
		2	半導体等製造装置	31.4	2.2
		3	半導体等電子部品	20.1	1.6
輸入	増加	1	通信機	57.5	7.5
		2	衣類・同付属品	25.3	2.6
		3	音響映像機器（含部品）	47.6	1.7

出所：日本・財務省

名古屋税関管内の対中貿易

単位：億円、％

年月	輸出			輸入			差引	
	金額	伸率	全国比	金額	伸率	全国比	金額	備考
2015年	24,687	▲2.1	18.7	23,725	5.4	12.2	962	黒字縮小
2016年	23,614	▲4.3	19.1	20,674	▲13.0	12.2	2,940	黒字拡大
2017年	28,271	19.7	19.0	21,863	5.8	11.9	6,408	黒字拡大
2018年	30,687	8.6	19.3	23,639	8.1	12.3	7,048	黒字拡大
2019年	28,217	▲8.0	19.2	22,086	▲6.6	12.0	6,131	黒字縮小
2020年	29,531	4.6	19.6	19,043	▲13.8	10.9	10,488	黒字拡大
2021年	33,864	14.7	18.8	23,223	21.9	11.4	10,641	黒字拡大
2022年9月	2,881	8.1	16.6	2,522	27.9	10.9	359	黒字縮小
2022年1-9月	25,225	2.1	18.0	20,992	24.1	11.6	4,232	黒字縮小

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆
※名古屋税関管内　国際貿易港：名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港
国際空港：中部空港、静岡空港

9月の国・地域別の貿易

単位：億円、％

			金額	構成比
輸出	総額		19,753	100.0
	内訳	アメリカ	4,940	25.0
		ＥＵ	2,471	12.5
		アジア	7,637	38.7
		うち中国	2,881	14.6
輸入	総額		13,079	100.0
	内訳	アメリカ	1093	8.4
		ＥＵ	1,018	7.8
		アジア	6,291	48.1
		うち中国	2,522	19.3

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

9月の主な増減品目

単位：％、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1	自動車	158.5	3.3
		2	映像機器	98倍	2.7
		3	半導体等製造装置	177.2	1.9
	減少	1	自動車の部分品	▲11.5	▲2.2
輸入	増加	1	衣類及び同附属品	42.5	4.7
		2	無機化合物	96.6	2.2
		3	織物用糸及び繊維製品	32.2	1.3

出所：名古屋税関

日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

中国への輸出額の月別伸率（%）

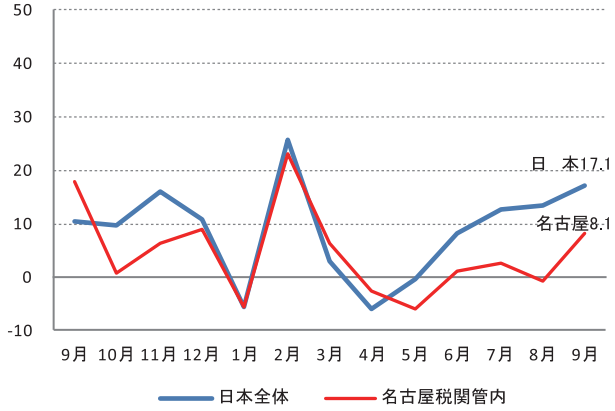

中国からの輸入額の月別伸率（%）

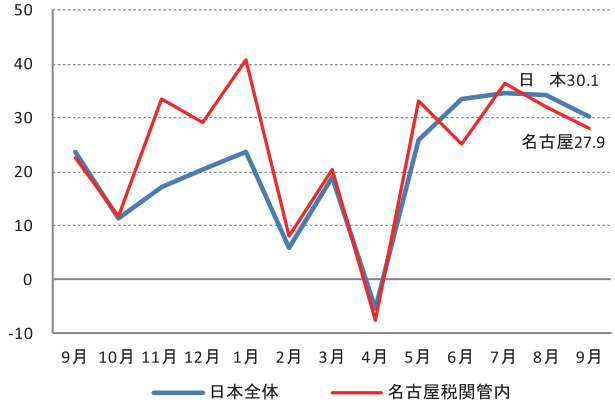

日本の輸出における中国構成比の推移（%）

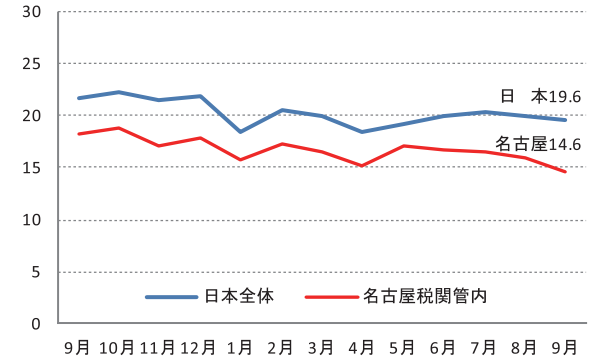

日本の輸入における中国構成比の推移（%）

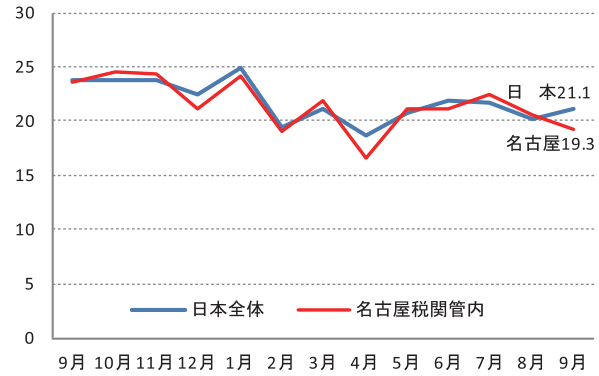

中国の貿易

単位：億ドル（金額）、%（伸率）

年月	輸　出		輸　入	
	金　額	伸　率	金　額	伸　率
2016年	20,974	▲7.7	15,875	▲5.5
2017年	22,635	7.9	18,410	15.9
2018年	24,874	9.9	21,356	15.8
2019年	24,984	0.5	20,769	▲2.8
2020年	25,907	3.6	20,556	▲1.1
2021年	33,640	29.9	26,875	30.1
2022年9月	3,227	5.7	2,380	0.3
2022年1-9月	26,985	12.5	20,534	4.1

出所：中国税関総署

中国の外資導入

単位：件（件数）、億ドル（金額）、%（伸率）

年　月	件　数		実行ベース金額	
	件数	伸率	金額	伸率
2016年	26,575	5.0	1,224.3	▲3.0
2017年	35,652	27.8	1,305.2	6.6
2018年	60,533	69.8	1,349.7	3.0
2019年	40,888	▲32.5	1,381.4	2.4
2020年	38,570	▲5.7	1,443.7	4.5
2021年	N/A	N/A	1,734.8	20.2
2022年1-8月	N/A	N/A	1,384.1	20.2

出所：中国商務部　※金融セクターを除く。
（一部、商務部のデータを参考に独自算出）

※1-9月のデータは未発表

中国対外貿易の月別伸率（%）

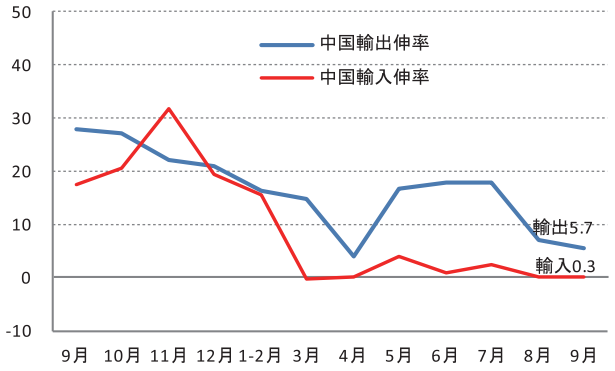

中国外資導入の伸率（%）

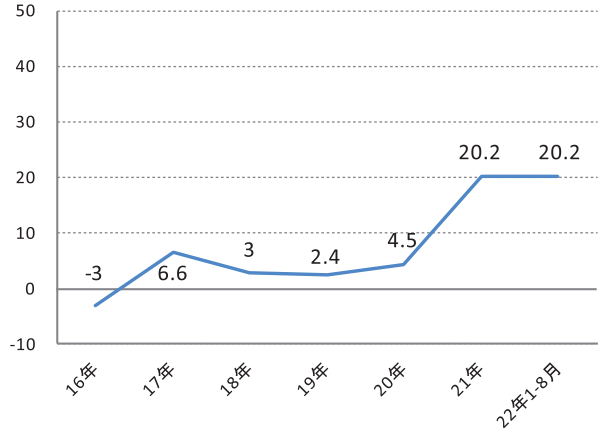

中国の物価動向

消費者物価指数CPI（%）

	9月	1-9月
消費者物価指数	2.8	2.0
うち都市	2.7	2.0
農村	3.1	2.0
うち食品	8.8	2.0
食品以外	1.5	2.0
うち消費財	4.3	2.7
サービス	0.5	0.9

出所：中国国家統計局

工業生産者物価指数PPI（%）

	9月	1-9月
工業生産者物価指数（ＰＰＩ）	0.9	5.9
うち生産資材	0.6	7.4
うち採掘	3.5	24.9
原材料	5.8	13.8
加工	▲1.9	3.1
生活資材	1.8	1.3
うち食品	4.1	2.3
衣類	2.3	1.6
一般日用品	1.6	1.6
耐久消費財	▲0.6	▲0.1
工業生産者仕入物価指数	2.6	8.3
うち燃料、動力類	14.3	26.7

※工業生産者物価指数（ＰＰＩ）＝出荷価格指数＝卸売指数
出所：中国国家統計局

CPI、コアCPI、PPIの月別推移（%）

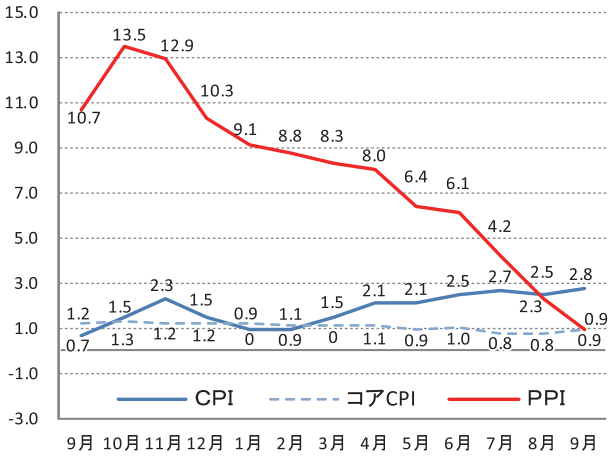

※コアCPIとは食品とエネルギーを除いたもの。

中国の消費財小売総額の伸率（%）

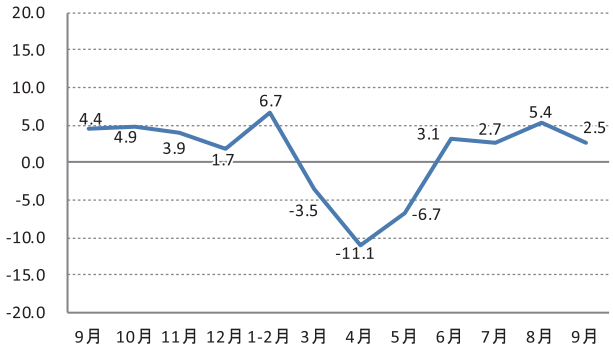

出所：中国国家統計局

中国の景気先行指数

製造業PMI

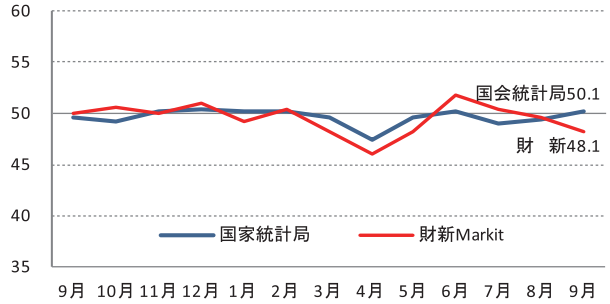

※製造業ＰＭＩ＝製造業購買担当者景気動向指数
景気後退＜50＜景気拡大

非製造業（サービス業）PMI

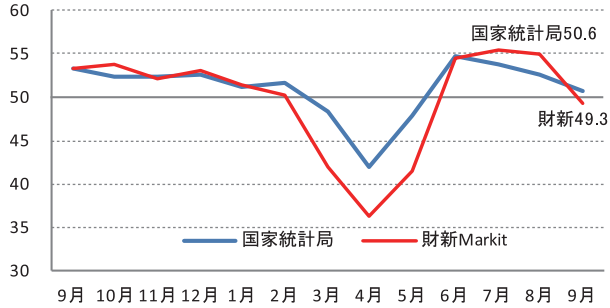

中国の固定資産投資

22年1-9月の固定資産投資

		投資額（億元）	伸率（%）
固定資産投資		421,412	5.9
産業別	第一次	10,558	1.6
	第二次	132,146	11.0
	第三次	278,708	3.9
地域別	東　部	N/A	4.3
	中　部	N/A	10.0
	西　部	N/A	6.7
	東　北	N/A	0.2

固定資産投資の伸率（%）

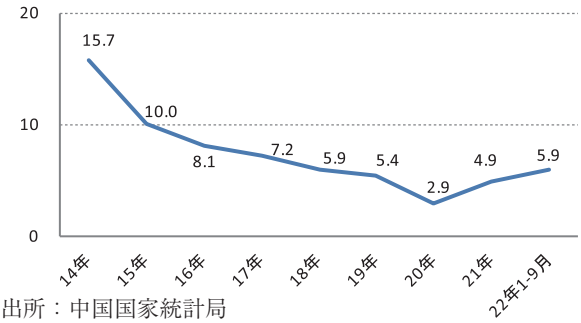

出所：中国国家統計局

中国の不動産開発投資の伸率（%）

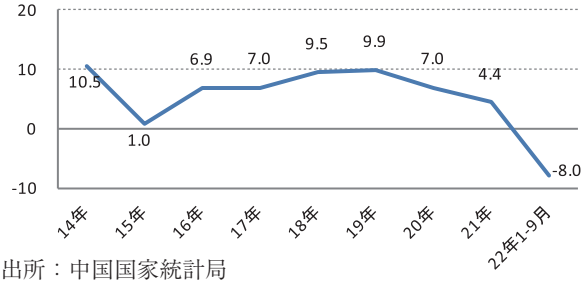

出所：中国国家統計局

中国の工業

工業付加価値の伸率（%）

	9月	1-9月
一定規模以上の工業生産	6.3	3.9
内訳　鉱業	7.2	8.5
製造業	6.4	3.2
電気・ガス・熱・水生産供給業	2.9	5.6
内訳　国有企業	4.9	3.6
株式制企業	6.6	4.9
外資系企業	5.4	▲0.1
私営企業	4.4	3.4

出所：中国国家統計局

一定規模以上の工業付加価値の月別伸率（%）

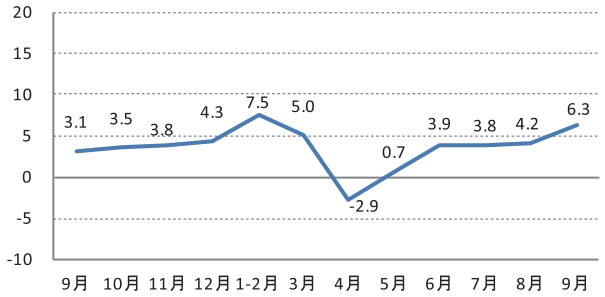

出所：中国国家統計局

一日当たりの発電量の月別伸率（%）

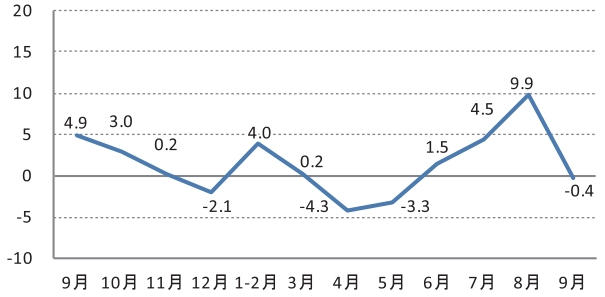

出所：中国国家統計局

粗鋼生産量の月別伸率（%）

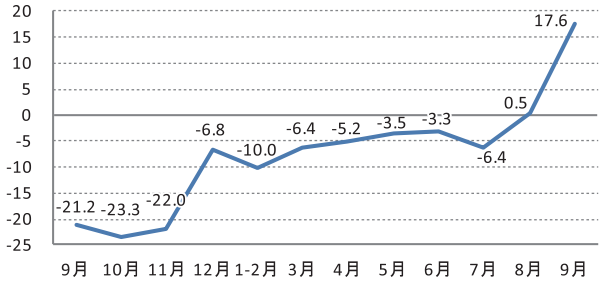

出所：中国国家統計局

中国の財政収入の伸率（歳入、%）

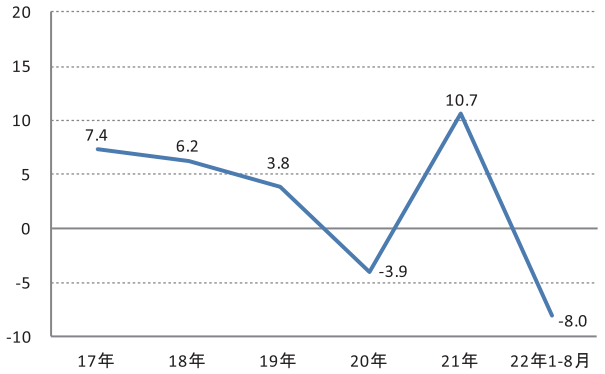

出所：中国財政部　※1-9月のデータは未発表

中国の自動車販売台数

台数：万台

年月	自動車		
		乗用車	商用車
2016年	2,803	2,438	365
2017年	2,887	2,471	416
2018年	2,808	2,371	437
2019年	2,576	2,144	432
2020年	2,531	2,018	513
2021年	2,627	2,148	479
2022年9月	261	233	28
2022年1-9月	1,947	1,699	248

出所：中国汽車工業協会
※中国国産車のみ。輸入車を含まず。

自動車販売台数の月別伸率（%）

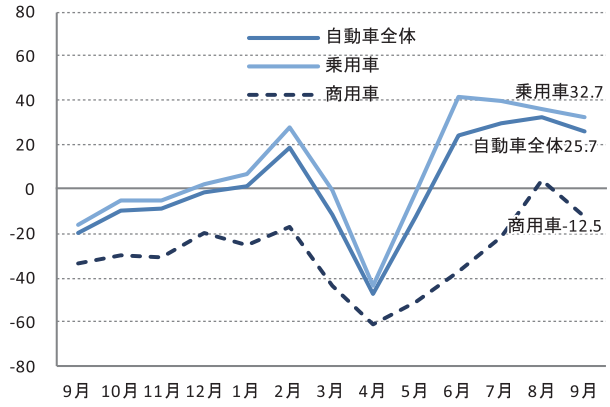

日系乗用車のシェア推移（%）

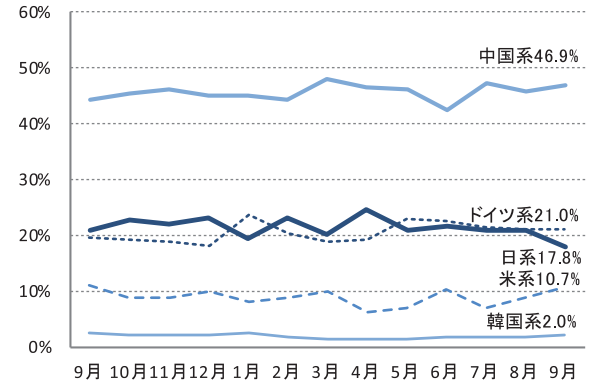

出所：乗用車市場信息聯席会

日本の工作機械外需統計

外需全体の受注額と中国からの受注額

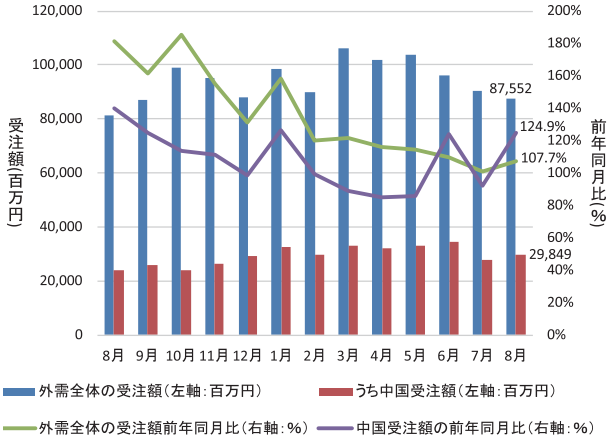

出所：日本工作機械工業会

〈中国短信〉

◆中国で入国緩和の機運高まる

国家発展改革委員会は9月19日の記者発表で、外国からのビジネスマンの受入を更に緩和する意向を示した。国務院が9月13日に開いた常務委員会においても、経済対策の一つとして外国企業関係者の入国緩和が挙がっており、中国政府内では入国緩和に向けた機運が高まっているようだ。

今年の外資導入は順調そのものだが、プロジェクトのほとんどはコロナ禍の前から準備が始まっていたものと見られ、入国規制が長期化することで将来的に外資導入に影響することが懸念される。

1～8月の外資導入

中国商務部によると、1～8月の外資導入実績は、前年同期比16.4％増の8,927億元（1元＝約20円）、ドル換算では20.2％増の1,384億ドル（1ドル＝約143円）だった。

業種別では、サービス業8.7％増、ハイテク産業33.6％増だった。ハイテク産業の内訳では、ハイテク製造業が43.1％、ハイテクサービス業が31.0％増加した。

国別の投資額は、韓国58.9％増、ドイツ30.3％増、日本26.8％増、英国17.2％増だった。中国国内の地域別では、東部が14.3％、中部が27.6％、西部が43.0％だった。

◆中国 2035年に超高齢化

中国国家衛生健康委員会はこのほど、2035年頃に超高齢化社会を迎える見通しを明らかにした。

中国の60歳以上の高齢者は2021年末現在、2億6,700万人で、人口の18.9％を占める。また65歳以上は2億人以上で、人口の14.2％を占める。60歳以上の高齢者は2035年頃に4億人を突破し、人口の30％を超え、中国は重度の高齢化に入る見通し。

中国の高齢化の特徴として、都市部では高齢者数が絶対数として農村部より多いものの、農村部では高齢者の割合が高いため高齢化が都市部よりさらに進んでいる。2020年の統計では、60歳以上が人口の20％以上の省は本土の全31省のうち10省に上り、主に東北地方や四川省、重慶市などに集中している。

◆太陽電池のリサイクルを推進

工業情報化部は9月20日、太陽光発電において完全なライフサイクル管理とカーボンフットプリント管理を強め、リサイクル技術、規格、および廃棄部品の産業化に関する研究を加速する方針を示した。

国際再生可能エネルギー機関（IRENA）の予測によると、2025年から中国は莫大な太陽電池モジュールを廃棄することになる。廃棄量は2030年に約150万トン、2050年には2,000万トンと見込まれる。

2021年の中国の生産量は、ポリシリコン50万6,000トン、シリコンウェーハ226.6GW、セル197.9GW、モジュール181.8GWで、世界の7割以上を占める。新規に設置された太陽光発電容量は54.88GWで、9年連続して世界第1位になっている。

◆社会保険納付猶予 再拡大

人力資源社会保障部など中央4部門は9月24日付の通達で、社会保険料の納付猶予措置の適用対象を業種に関わらず、コロナ禍の影響を受けた地区で業績が悪化している全ての中小企業（中国語：中小微企業）、個人事業主に拡大した。

また、猶予期限が到来した社会保険料の納付については、2023年末までに分割または月次で納付できるようになり、延滞料の徴収は免除されることとなった。

社会保険の納付猶予については、今年5月31日付の通達では適用対象がそれまでの5業種に17業種が追加されている。今回の通達により全ての中小企業が対象となった。

中国には「みなし大企業」という概念がないため、日本の親会社が大企業であっても中国の現地法人が中小企業となるケースは少なくないと見られる。

◆上海市 経済安定化策を公表

上海市政府は、消費、観光、展示会、航空および生活サービス産業を対象に、経済成長を安定させるための22項目の政策を発表した。施行日は2022年10月1日で、以下は主な要旨。

(1)消費者がグリーンスマート家電を購入した場合、支払金額の10％、最大1,000元を1回に限り補助する。

(2)2022年に上海で対外経済技術展示会を開催する場合、主催者が負担するレンタル費用の10％未満

を基準に補助し、最大補助額は100万元とする。

(3)自動車や住宅等の消費を強力に推進し、排出基準「国V」を満たす小型非商用中古車の地域間の譲渡制限を完全撤廃する。尚、新エネ車の購入取得税の免除期限を2023年末まで延期する。

(4)中小製造業の納税猶予期限を再延長する。2022年9月1日から、猶予期限満了後、さらに4カ月猶予する。製造業向け増値税未控除税額の還付は、申請日から平均2営業日以内に短縮する。

(5)2022年第4四半期から、従業員の医療保険(出産保険を含む)につき、企業負担分の基準を0.5ポイント引き下げる。

(6)2022年第4四半期から、有料道路のトラック料金を10%引き下げ、政府定価の港湾料金を20%引き下げる。

◆元安が加速 14年ぶり安値

人民元の対米ドル相場が下落を続けている。中国外国為替取引センターによると、9月28日、人民元対ドルの仲値相場は385ポイント下落の7.1107となり、2008年2月以降初めて7.2を下回った。今年に入って、元は米ドルに11.53%下落した(9月28日時点)。

◆電気・電子製品の強制認証を見直し

国務院弁公室は9月23日付の公告で、電子・電気製品に対する強制認証制度を見直した。安全上のリスクが高いリチウムイオンバッテリーと電源アダプタ/充電器は、従来通り強制認証の対象にしているが、データ端末やマルチメディア端末など、安全上のリスクが低く、技術が比較的成熟している9製品に対しては、強制認証の対象外とした。

◆香港入境 コロナ規制を大幅緩和

香港政府は9月26日、海外からの香港への新たな入境検疫政策を適用した。入境要件の変更点などは次の通り。

・従来の「3+4(強制隔離3日間+健康観察4日間)」から、「0+3(強制隔離なし+健康観察3日間)」に変更。

・渡航前48時間以内に実施したPCR検査の陰性証明を不要とし、渡航前(出発予定時刻)24時間以内に実施した迅速抗原検査の陰性結果を衛生署のオンラインサイト(https://www.chp.gov.hk/hdf/)に登録することに変更。

・香港在住者(香港IDまたは長期滞在査証を保持者)に限り、搭乗前のワクチン接種完了要件を撤廃。

・空港で入境後にPCR検査を受ける必要はあるが、検査結果の判明する前でも公共交通機関で自宅やホテルへ移動が可能。

・香港到着後1日目から7日目は毎日RAT(抗原検査)のほか、2日目、4日目、6日目にPCR検査を受ける。(到着日を0日目とする)。

◆日本入国 中国製ワクチンも有効に

日本政府が10月11日から大幅に緩和した水際対策では、入国時の「ワクチン接種証明書」に中国製のワクチンも追加された。これまで中国製ワクチンは認められていなかった。

中国で主流とされるシノファーム(国薬集団)北京生物製品研究所やシノバック(科興生物)などで製造されたワクチンも今回有効とされたことで、中国から日本への往来の活性化につながることが期待される。

なお、中国籍の人の来日にあたっては従来通りビザが必要となる。

◆広州交易会 実質会期5カ月に

第132回広州交易会(正式名:中国輸出入商品交易会)が10月15日開幕した。

通常は毎年春秋の2回、広州市内の会場で開催されているが、今回も中国内外のコロナ感染状況を鑑み、オンラインのみでの開催となった。

今回の特徴は会期が大幅に延長されたことにある。出展者との商談予約などの機能は10日間とされるものの、展示などは2023年3月15日までの5カ月間続けられる。

バイヤーとしてIDを取得すれば展示品を検索・閲覧できることから、中国商材の検索サイトとして役立つことが期待される。

◆国慶節の人出 コロナ前の6割

中国文化観光部によると、今年の国慶節7連休(10月1日～10月7日)の国内旅行者数は前年同期比18.2%減の4億2,200万人で、コロナ前の60.7%だった。国内観光収入は同26.2%減の2,872億元で、コロナ前の44.2%にとどまった。